

地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則

昭和47年9月18日最高裁判所規則第8号

改正 昭和49年1月22日最高裁判所規則第1号

令和6年9月17日最高裁判所規則第14号

地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則を次のように定める。

地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則

(判事補の審理への参与)

第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により一人の裁判官で事件を取り扱う場合において、当該事件を取り扱う裁判官が判事（判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第一項の規定により判事補としての職権の制限を受けない判事補（以下「特例判事補」という。）を含む。）であるときは、裁判所は、その裁判官が属する部又は支部の判事補（特例判事補を除く。以下同じ。）一人を当該事件の審理に参加させることができる。

2 前項の規定による参与は、当該事件を取り扱う裁判所が決定する。

(審理への立会い等)

第二条 裁判所は、参与させた判事補（以下「参与判事補」という。）を審理に立ち合わせることができる。

2 裁判所は、参与させた事件について、参与判事補に意見を述べさせることができる。

(調書の記載)

第三条 調書又は電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。）には、審理に立ち会った参与判事補の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第四条 参与判事補又は参与判事補であつた者は、第二条第二項の規定により述べた意見及び参与により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務の分配)

第五条 審理に参加する判事補の事務の分配は、当該判事補の属する部又は支部において、これを定める。

附 則

この規則は、昭和四十七年十一月二十日から施行する。

(昭四九最裁規一・一部改正)

附 則 (昭和四十九年一月二二日最高裁判所規則第一号)

この規則は、昭和四十九年二月一日から施行する。

(令六最裁規一四・一部改正)

附 則 (令和六年九月一七日最高裁判所規則第一四号)

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日から施行する。